生徒相談対応文書不存在非公開決定審査請求事案その１（番号21）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年４月22日 |
| 請求内容 | 令和元年度に、府立○○高校の生徒が、○○市内における原動機付自転車の交通違反で○○警察署員に取り締まりを受けた際に、同生徒が交通反則告知書に記載した携帯電話番号に対して、同署員が同生徒を食事に誘うなどの個人的な内容の連絡を繰り返していることについて、同生徒から相談を受けた同校教員が同校校長に状況報告をした後に、同校長がどのように対応したのかがわかる文書。 |
| 実施機関の決定 | 令和２年５月７日付け教高第1388号による不存在非公開決定。【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】本件請求文書は、作成または保存していないため、管理していない。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年５月11日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 通常、校長が教員から同様のトラブル報告を受けた際は調査を行うため、公文書が存在しないことはあり得ない。従って当該文書の公開を要求する。 |
| 弁明書 | 　府教育委員会においては本件請求に係る行政文書を作成していないので、審査請求人が求める行政文書は存在しない。 |
| 反論書 | 審査請求書の内容を援用する。 |
| 判　断 | １　教職員は、生徒から学外での出来事について相談を受けた場合、その対応として、他の教職員への情報共有や、教職員の間で対応を議論することは十分想定されるところであるが、その相談内容の性質により外部機関への相談等を要するような事項については、生徒や保護者の意向も踏まえつつ、学校がどの程度関与するのが適切であるか、判断を行っていくことになる。もっとも、対応の経過を文書にするか否かについては、相談内容の性質等により、その必要性を考慮して判断を行っていると考えられるところ、教職員間の情報共有や対応の議論を口頭で行っていることは十分考えられるのであり、本件請求に係る事実の存在、不存在に関わらず、文書を作成していないことは、不合理ではない。なお、本件請求は、校長がどのように対応したのかがわかる文書であるが、校長は、報告を受けた内容への対応について、文書化する必要性を判断し、作成するものであることから、これに係る文書を作成していないことは、不合理ではない。２　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | ・令和２年４月22日　　 同日付け公開請求・同年５月７日　　　 不存在非公開決定・同月11日　　　　　 　審査請求・同月27日　　　　　 弁明書・同年６月11日　　　　 反論書・同月24日　　　　 諮問 |